

議案第 1 3 3 号

三豊市放課後児童クラブ条例の一部改正について

三豊市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

三豊市放課後児童クラブ条例（平成 20 年三豊市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 4 条の 7」を「第 3 4 条の 8」に改める。

第 2 条中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 3 第 2 項」に改める。

「

1箇月	3,000円
夏季休業日(7月)の期間	1,000円
夏季休業日(8月)の期間	3,000円
冬季休業日の期間	1,000円
学年末休業日の期間	1,000円
学年始休業日の期間	1,000円

別表中

を

」

「

1箇月	8月以外	3,000円
	8月	6,000円
夏季休業日(7月)の期間		2,000円
夏季休業日(8月)の期間		6,000円
冬季休業日の期間		2,000円
学年末休業日の期間		2,000円
学年始休業日の期間		2,000円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前に利用した三豊市放課後児童クラブの保育料については、なお従前の例による。

【議案第133号関係】

三豊市放課後児童クラブ条例(平成20年三豊市条例第4号)  
一部改正 新旧対照表 (抄)

改正後 (案)				現 行			
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)<b>第34条の8</b>の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行うため、三豊市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置し、その管理及び利用について必要な事項を定めることにより、対象児童の健全な育成及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第2条 児童クラブの対象児童は、法<b>第6条の3第2項</b>の規定に基づき、三豊市立小学校に就学している概ね10歳未満の児童その他健全育成上指導を要する児童(以下「児童」という。)であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表(第7条関係)</p>				<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)<b>第34条の7</b>の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行うため、三豊市放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置し、その管理及び利用について必要な事項を定めることにより、対象児童の健全な育成及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第2条 児童クラブの対象児童は、法<b>第6条の2第2項</b>の規定に基づき、三豊市立小学校に就学している概ね10歳未満の児童その他健全育成上指導を要する児童(以下「児童」という。)であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表(第7条関係)</p>			
区分		単位期間		児童1人当たりの金額		児童1人当たりの金額	
年間を通して入会する場合(年度途中の入会又は退会を含む。)		1箇月		8月以外	3,000円	3,000円	
				8月	6,000円		
※学校休業日	夏季休業日	夏季休業日(7月)の期間			2,000円		※学校休業日
①	夏季休業日	夏季休業日(8月)の期間			6,000円		①
間中に限り入会する場合	②	冬季休業日	冬季休業日の期間		2,000円		②
		学年末休業日	学年末休業日の期間		2,000円		冬季休業日
		学年始休業日	学年始休業日の期間		2,000円		冬季休業日
							学年末休業日
							学年末休業日
							学年始休業日
							学年始休業日
特記事項	※ 学校休業日(始業式、終業式及び修了式実施日は、学校休業日(期間)に含むものとする。)					特記事項	
	は、次のとおりとし、新1年生については4月1日から受入れを開始する。					は、次のとおりとし、新1年生については4月1日から受入れを開始する。	
	(1) 夏季休業日① (7月21日から同月31日まで)					(1) 夏季休業日① (7月21日から同月31日まで)	
	(2) 夏季休業日② (8月1日から同月31日まで)					(2) 夏季休業日② (8月1日から同月31日まで)	
	(3) 冬季休業日 (12月25日から翌年1月7日まで)					(3) 冬季休業日 (12月25日から翌年1月7日まで)	
	(4) 学年末休業日 (3月25日から同月31日まで)					(4) 学年末休業日 (3月25日から同月31日まで)	
	(5) 学年始休業日 (4月1日から同月5日まで)					(5) 学年始休業日 (4月1日から同月5日まで)	